

移住者向けの

空き家取得に関する

補助金制度を紹介します



市では、「来たい・住みたい・住み続けたい」と思われる伊賀市の実現に向け、さまざまな取り組みを進めています。

◆伊賀市移住促進

空き家取得費補助金制度

移住の促進と空き家の有効活用を図るため、市外から伊賀市に移住しようとする人が、市内の空き家を取得した際の費用の一部を補助します。

《補助金額》

- 空き家の取得にかかった経費(土地代金を除く)の2分の1
- ※上限は50万円とし、1,000円未満の金額は切り捨てます。
- 2親等以内の親族(18歳未満の子どもや孫など)と同居する場合と、*伊賀市空き家バンク制度を利用する場合にそれぞれ5万円を加算します。

《対象者》

- 次のいずれにも該当する人
- 空き家を取得した市外からの転入者で、転入日から過去3年以内に伊賀市に住民登録がない人(取得日・転入日がいずれも、平成28年4月1日以降であること)
- 取得した空き家に5年以上定住することを誓約する人
- 世帯員全員が市区町村税を滞納していない人
- 住宅の所有権が2分の1以上であることが確認できる人

※補助を受けるための要件などがあります。詳しくは市ホームページにある募集要項をご覧ください。

《申請方法》

空き家を取得後、1年以内に申請書に必要書類を添えて地域づくり推進課に提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

《申請期間》

- 9月1日(休)～12月28日(休)
- ※予算の範囲内での補助となり、件数に限りがあります。
- ※伊賀市その他の補助金と併せて申請が可能です。
- ※申請のための審査や必要書類などの説明をしますので、必ず申請前に地域づくり推進課へご相談ください。

《申請先・問い合わせ》

地域づくり推進課
☎22・9680
FAX22・9694

*伊賀市空き家バンク制度

市の空き家バンク制度に登録された空き家と空き家を求める人とを結びつけるしくみです。

※7月から登録開始予定です。詳しくは、市民生活課(☎22・9676、FAX22・9641)へお問い合わせください。

◆移住促進のための 空き家リノベーション 支援事業

県外から移住する人が、市内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅(店舗併用住宅などを含む。)として使用するために必要な改修費用を補助します。

※耐震性が不足している場合は、耐震性の確保が必要です。

《募集件数》 2件

《対象者》 移住者

※三重県内に居住したことがない人に限ります。

《補助金額》 1件あたり対象

事業費の3分の2以内

※上限200万円

《申込方法》

建築住宅課にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。

《申込期限》 7月29日(金)

※8月中に選考会を開催して決定します。

《申込先・問い合わせ》

建築住宅課
☎43・2330
FAX43・2332